

アーンドラ・プラデシュ州政府

概要

2002年生物多様性法(中央政府による法律2003年No.18)–生物多様性規則の枠組み構築–通知–命令–発行。

環境森林科学技術庁(For.II)

G.O. Ms. No. 70

日付：2009年8月21日

下記を参照のこと：

1. G.O. Ms. No.68, 環境森林科学技術庁(For.II)日付 2006年5月11日
2. アーンドラ・プラデシュ州 ハイデラーバード 総括首席森林保護官からの書簡 No.38483/2004/WL-3、日付 2006年5月30日
3. アーンドラ・プラデシュ州 ハイデラーバード 総括首席森林保護官(WL)及び野生生物保護官からの書簡 Rc.No.34483/WL-3、日付2007年5月15日

命令：

上記1点目の政令にて、2002年生物多様性法(中央政府による法律2003年No.18)セクション22に基づき、アーンドラ・プラデシュ州における生物多様性に関する理事会在設立された。

2. 上記2点目の書簡にて、アーンドラ・プラデシュ州ハイデラーバードの総括首席森林保護官(WL)及び野生生物保護官は、2002年生物多様性法(中央政府による法律2003年No.18)セクション63(1)に基づく生物多様性規則の枠組みに関する提案書を作成し、これは本法の目的の実施及び施行に向けたものであるとともに、インド政府により通知が行われた2004年生物多様性規則に基づくものである。

原文タイトル: Environment, Forests, Science & Technology (For.II) Department, Order

原文リンク:

https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/43b3/b9bb/26d8a968b1c46caa0bc4199e?AWSAccessKeyId=AKIA17FAKFTLBEQGAW3Q&Expires=1531991567&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22APSBB_BDR_%202009.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=7einnDj%2BONCvmDT5tqGe4ocXPz8%3D

(最終アクセス日:平成30年7月19日)

3. 以下の通知は、2009年8月24日に臨時発行されるアーンドラ・プラデシュ州官報に記載されるものとする。

(アーンドラ・プラデシュ州知事の名において、また命令により)

ジャナキ R. コンダピ

JANAKI R. KONDAPI,

政府特別主席次官

アーンドラ・プラデシュ州ハイデラーバード 印刷不動・店舗購買長官 (Printing Wing), (w.e.)

(アーンドラ・プラデシュ州臨時官報への記載及び政府向けに100部の用意を要請)

アーンドラ・プラデシュ州ハイデラーバード 総括首席森林保護官 (w.e.)

総括首席森林保護官 (WL) 及び

アーンドラ・プラデシュ州ハイデラーバード 野生生物保護官 (w.e.)

御中

写し インド政府環境森林省 Paryavaran Bhawan, C.G.O. Complex, Lodhi Road, New Delhi – 110 003. (w.e.)

写し 国家生物多様性局事務局各位 475, 9th South Cross Street, Neelankarai, Chennai – 600041. (w.e.)

写し PS を特別主席次官// 特別次官 写し 法制局

写し SF / SC.

//転送 :: 命令による//

通知

2002年生物多様性法（中央政府による法律2003年No.18）のセクション63（1）により与えられた権限を行使し、2004年4月15日にニューデリーの環境森林省によりGSR261(E)として発行された2004年生物多様性規則と併せて解釈を行い、アーンドラ・プラデシュ州政府は、とりわけ以下の規則をここに定める：-

1. 略称及び開始時期：

- (1) 本規則は、2009年「アーンドラ・プラデシュ生物多様性規則」と呼ぶことができる。
- (2) 本規則は、アーンドラ・プラデシュ州全域に適用されるものとする。
- (3) 本規則は、州政府が「アーンドラ・プラデシュ州官報」において記載した日付より効力を持つものとする。

2. 定義：

本規則において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き-

- (a) 「本法」とは、2002年生物多様性法（中央政府による法律2003年No.18）をいう；
- (b) 「当局」とは、国立生物多様性局をいう；
- (c) 「理事会」とは、本法セクション22（1）に基づき設定されたアーンドラ・プラデシュ州における生物多様性に関する理事会をいう；
- (d) 「委員会」とは、本法セクション41（1）に基づき地方団体により設立された生物多様性管理委員会をいう；
- (e) 「会長」とは、州における生物多様性に関する委員会の会長をいう；

- (f) 「費用」とは、本規則の附則に定めるあらゆる費用をいう；
- (g) 「様式」とは、本規則の附則に指定する様式をいう；
- (h) 「州政府」とは、アーンドラ・ブラデシュ州政府をいう；
- (i) 「メンバー」とは、州における生物多様性に関する理事会のメンバーをいい、当該理事会の会長を含む；
- (j) 「セクション」とは、本法のセクションをいう；
- (k) 「執行メンバー」とは、アーンドラ・ブラデシュ州における生物多様性に関する理事会の執行メンバーをいう；
- (l) 本規則にて使用される表現で本規則内に定義が存在しないものについて、これが本法において定義されている場合、本法でそれぞれ与えられたものと同じ意味を持つものとする。

3. 会長の選定及び任命方法

- (1) 理事会の会長は、生物資源の保全及び持続可能な利用並びに平等な利益配分に関連する事項について十分な知識及び経験を持つ卓越した人物がこれを務めるものとする。
- (2) 理事会の会長は、州政府が任命するものとする。
- (3) 本法セクション 22 (4) (a) に基づくあらゆる会長の任命は、州政府からの代表者の選定、又は州政府以外からの起用の何れかにより行われるものとする。
- (4) 上記 (3) に基づき任命される人物について、3名のメンバーにより構成される検討委員会の勧告に基づきこれを行うものとし、当該目的において任命される首席次官 (Chief Secretary) がその委員長を務めるものとする。同人物が現職の州政府当局者である場合、上級次官より下の位であってはならない。

4. 会長の任期

- (1) 理事会の会長が現職の州政府当局者でない場合、当該人物の任期は3年とし、再任できるものとするが、任期は当該人物が65歳に達した時点までとする。

- (2) 会長は、州政府に対し少なくとも1ヶ月前に書面による通知を行うことで、その職を辞することができる。
- (3) 本規則におけるその他のあらゆる条項に関わらず、会長の任期継続は州政府の要請によるものとする。

5. 会長の給与及び手当：

会長は、給与、手当、休暇、年金積立金、住宅、及びその他の必要手当を受け取る権利を持つものとし、これは州政府により随時設定されるものとする。

6. 専門家（非正規）メンバーの指名、任期及び手当

- (1) 州政府は、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生ずる利益の衡平な分配に関連する分野の専門家から、5名の非正規メンバーを指名するものとする。
- (2) 理事会の非正規メンバーについて、一回の任期は指名を受けた日付から3年以内とする。
- (3) 非正規メンバーは、理事会の単一又は複数の会議への出席について、交通費、日当などの手当を受け取る権利を持つものとし、当該手当の額は州政府が設定できる。

7. 専門家メンバーの空席の補充：

- (1) 理事会の専門家メンバーは、州政府に宛てた本人の手書きによる書面にてその旨を通知することで、任意の時点において辞任することができ、これにより理事会における当該メンバーの席には空きが生じるものとする。
- (2) 理事会に一時的な空席が生じた場合、後任を新たに指名するものとし、指名を受けた後任の理事会メンバーの任期は、前任の理事会メンバーの残りの任期と同期間とする。

8. 理事会メンバーの解任：

本法セクション11に規定される根拠に基づき、いかなるメンバーの解任についても、州政府が特別に任命した上級次官より上の位の当局者による正当かつ適切な調査が行われ、また、当該メンバーに発言を認める合理的な機会を与えるまで、これを行わないものとする。

9. 理事会の事務所：

理事会の事務局の所在地はハイデラバードとする。

10. 理事会の執行メンバー：

- (1) 執行メンバーは、州政府からの代表者として任命するものとする。当該メンバーの任命に関する諸条件は、州政府が定めるものとする。
- (2) 執行メンバーは、理事会の会長の指導のもと、理事会の日々の運営、基金の管理、及びプログラムにおける各種活動の実施について責任を負うものとする。
- (3) 理事会が発することになるすべての命令及び指示は、執行メンバー又はこれに関して理事会から承認を受けたその他のあらゆる当局者の署名を受けて発するものとする。
- (4) 執行メンバー又は当該目的において承認を得た当局者は、承認予算における全ての支払いについて、これを裁可し実行することができる。
- (5) 執行メンバーは、理事会の予算に含まれる見積について、事務的な裁可を行う権限を持つものとする。
- (6) 執行メンバーは、理事会のあらゆる機密文書について、及びその安全な保管について責任を負うものとする。執行メンバーは、理事会/州政府の指示を受けたあらゆる時点において当該文書を提示するものとする。
- (7) 執行メンバーは、理事会における全ての当局者及びスタッフについて機密報告書の作成及び維持を行い、会長による連署を得るものとする。
- (8) 執行メンバーは、その他の権限を行使し、理事会により随時委託されたその他の役割を果たすものとする。

11. 理事会の会議：

- (1) 理事会は、理事会本部又はその他の場所において、年に 4 回以上、少なくとも 3 ヶ月に 1 回会議を行うものとし、会長はこれに関する決定を行うことができる。
- (2) 会長は、5 名以上の理事会メンバーからの書面による要請又は州政府からの指示を受け、特別会議を招集するものとする。
- (3) 通常の会議については 15 日前までにメンバーへの事前通知を行い、目的が指定された特別会議については 3 日前までにメンバーへの事前通知を行うものとし、通知には会議の開催日時及び場所を記載するものとする。
- (4) 全ての会議において会長が議長を務めるものとし、会長が不在の場合には出席メンバーによりメンバーの中から選出された当局者が議長を務めるものとする。
- (5) 理事会の決定は、これが必要な場合、出席メンバーの多数決及び採決により行うものとし、会長又は会長不在の場合会長をその代理メンバーが二度目の投票を行う又は決定票を投じるものとする。
- (6) 各メンバーの持ち票は、一票とする。
- (7) 理事会による会議の定足数は、5 名とする。
- (8) 会議の 10 日前までに通知が行われなかったあらゆる議題について、会長の裁量において許可が与えられない限り、いかなるメンバーも会議においてこれを提示する権利を持たないものとする。
- (9) メンバーに対する会議の通知は、当該通知を配達人が届けるか、最後に更新された住居又は事業の登録住所に書留郵便で送付する、又は理事会の執行メンバーが状況に応じ適切と考える方法で行うものとする。
- (10) 理事会はまた、これを適切かつ適格と判断した場合、業務の処理を行ううえでその他の手順を踏むことができる。

12. 理事会による専門家委員会の設立及び委員会の権利：

- (1) 理事会は適切と判断した目的に応じて任意の数の委員会を設立することができ、委員会は理事会メンバーのみで構成する、又は理事会の非メンバーのみで構成する、又は理事会メンバーと非メンバーの組み合わせで構成すること

ができる。

- (2) 専門家委員会のメンバーのうち理事会メンバー以外に対しては、会議への出席に応じ理事会が適切と判断した費用及び手当が支払われるものとする。
- (3) 理事会は、当該人物による支援又は助言が有用であると考えらるあらゆる人物を、あらゆる会議での話し合いに招くことができる。このような形で理事会と関わる人物は、理事会により定められた手当を随時受け取る権利を持つものとする。

13. 理事会の一般的役割

とりわけ、その他の条項の一般性を害することなく、理事会は以下の役割を果たすことができる：

- (i) 本法セクション 23 に定める活動を管理する手順及び指針を策定する。
- (ii) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連したあらゆる事項について、州政府に対する勧告を行う。
- (iii) 州政府各局に向け技術支援及び指導を提供する。
- (iv) インド国籍保有者によるあらゆる生物資源の商業利用又はその生物学的調査及び生物学的利用について、承認又は要請の許可の付与によりこれを規制する。
- (v) 州における生物多様性に関する戦略及び行動計画の更新及び実行を促進する。
- (vi) 調査の委託並びに調査及び研究への出資を行う。
- (vii) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連した技術及び統計データ、説明書、規約、又は手引書の収集、収録、及び出版を行う。
- (viii) マスメディアを通じ、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する包括的なプログラムを組織する。
- (ix) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関するプログラ

ムに取り組んでいる又は取り組む可能性のある職員の研修を計画し展開する。

- (x) 生物多様性の登録簿及び電子データベースを通じ、生物資源及び関連伝統知識の効果的な管理、促進及び持続可能な利用の確保を目的としたデータベース構築並びに生物資源及び関連する伝統的知識の情報及び文書化システム構築に向けた取り組みを行う。
- (xi) 生物多様性管理委員会に対し書面及び適切な口頭手段による指示を行い、本法の効果的な施行を図るとともに、保全、持続可能な利用、及び衡平な利益配分に関連したあらゆる施策への有意義な参加を図る。
- (xii) 州政府に対し、理事会の機能及びその枠組みにおける本法及び本規則の施行に関する報告を行う。
- (xiii) 生物資源の費用について随時勧告、設定、修正及び徴収を行う。
- (xiv) 国民生物多様性登録簿に記録された情報の保護など、適切な形で機密性の維持を図るシステムを含む、生物資源及び関連する知識に関する知的所有権を含む権利の保護を確実に行うための手段を考案する。
- (xv) 生物多様性管理委員会に対し、指定された目的における助成金及び補助金を裁可する。
- (xvi) 本法の施行に関連し、あらゆる場所における実地調査を実施する。
- (xvii) 生物多様性及び生物多様性に頼った生活が計画及び管理の全セクターに統合されるとともに、地域から州まで全てのレベルにおいて統合されることを確実にし、当該セクター及び行政レベルによる効果的な保全及び持続可能な利用への貢献を実現する。
- (xviii) 理事会による受領金並びに州及び中央政府からの権限委譲を加味した理事会の年次予算を作成する。ただし、中央政府による割り当ては中央政府の承認した予算関連条項に準じて行うものとする。
- (xix) 理事会は全ての見積について事務的及び技術的な裁可を行う完全な権限を持つものとするが、これが必要な場合、当該の事務的及び技術的な認可を行う権限を理事会の執行メンバーに委託することができる。
- (xx) 理事会の役割を効果的に果たすための役職設置に向けた州政府への勧告を行うとともに当該役職を設置する。ただし、これに該当するいかなる役職も、恒久的/一時的な役職又は役職の種類を問わず、州政府の事前承認

無しには設置が行われないものとする。

(xxi) 本法の条項を実施するうえで必要となる、又は州政府が定めることのできる、その他の役割を随時遂行する。

(xxii) 動産及び不動産を取得、保有及び処分する権限、及びこれに関する契約を結ぶ権限を持つものとする。

14. 会長の権限及び責務：

- (a) 会長は、理事会の実務が効率的にかつ本法及び本法に基づき定められた規則に従って行われていることを確実にするものとする。
- (b) 会長は、理事会の当局者及びスタッフに対する一般的な監督者としての権限を持つものとし、理事会の実務における行動及び管理について必要な指示を行うことができる。
- (c) 会長は、理事会で行われる全ての会議を招集し、これに出席し、理事会における全ての決定事項が適切な形で実行されることを確実なものとする。
- (d) 理事会から随時委任される役割について、会長は該当するその他の権限を行使しこれを果たすものとする。

15. 理事会の雇用者の業務に関する諸条件：

- (1) 理事会の雇用者に関する諸条件は、州政府において同等の給与枠にある雇用者のそれと合致するものとし、その任命は一般的に契約に基づき、又は代表者の選定の形で行われるものとするが、州政府が異なる決定を下した場合にはその限りではない。
- (2) 理事会は、理事会における役職への人員の起用及び昇進を承認するものとする。

16. 生物資源へのアクセス又はその収集に向けた手続き：

- (1) 研究又は商業利用を目的とした生物資源及び関連する知識へのアクセス/収集を求めるあらゆる人物は、理事会に対し、本規則に付属する様式 I を使用

し申請を行うものとする。各申請につき、研究目的におけるアクセスについては 1000 ルピー、商業利用目的の場合は 10000 ルピーの費用を小切手又は一覽払い手形の形で添えるものとする。

- (2) 理事会は、申請について十分な精査を行った後、必要に応じて関連する生物多様性管理委員会との協議を行い追加の情報を収集したうえで、当該申請を受領してから 3 ヶ月の間に当該申請に関する決定を下すものとする。これに関連して、本法の目的において、「協議」の文言にはとりわけ以下の手順が含まれるものとする：(a) アクセス/収集の提案に関する地域言語での通知の公開、(b) 当該提案並びに当該提案が保全及び生活形態にもたらす影響に関する地方団体の総会との議論/話し合い。
- (3) 申請の精査が十分に行われたと判断した時点で、理事会は申請を許可することができ、これについて理事会が適切と判断する諸条件を課することができる。
- (4) アクセスの許可は、承認された理事会の職員が正式に署名を行った書面による同意を通じて行うものとし、これを受け申請者はアクセス/収集を管理するものとする。同意文書の様式は理事会が決定するものとする。
- (5) アクセス/収集に課せられる条件として、アクセス/収集が認められた生物資源の保全及び保護に向けた特定の施策を示すことができる。
- (6) 理事会は、申請内容を応諾できないと判断した場合、その理由を記録したうえで、当該申請を却下することができる。申請を却下する命令を発するに先立ち、申請者に対し発言を認める合理的な機会を与えるものとする。
- (7) 上記(1)に言及する様式により提供されたあらゆる事前情報を機密扱いとし、故意又は過失に関わらず、これに関連しないあらゆる人物への開示を行わないものとする。

17. アクセス/許可の取消し：

- (1) 理事会は、あらゆる訴状又は申し立ての権利に基づき、以下の条件のもと、付与を行ったアクセスの許可を撤回し、書面による同意を取消することができる：
 - (i) 当事者による当該生物資源へのアクセスが本法の条項又は申請が認められた条件に違反するという合理的確信に基づいている場合；
 - (ii) 当事者が合意内容を遵守しなかった場；

- (iii) アクセスに関する条件を遵守しなかった場合；
- (iv) 環境保護及び生物多様性の保全、並びに地域コミュニティの権利、生活、及び知識の保護に関連して公共の利益を優先する場合；
- (2) 必要に応じ調査を実施し関係当事者に発言を認める機会を与えてからのみ、取消し命令を発するものとする。
- (3) 理事会は、当該アクセスを禁止する取消し命令、また、被害を引き起こした場合にはその程度を見極め被害の回復に向けた対策を求める取消し命令について、その写しを生物多様性管理委員会に送付するものとする。

18. 生物資源へのアクセスに関連した活動の制限：

1. 理事会は、これを必要かつ適切と判断した場合、以下の理由において、生物資源へのアクセスを求める提案を制限又は禁止するための手段を講じるものとする：
 - (i) 絶滅危惧種又は当該アクセスにより絶滅の危機にさらされる可能性のある生物種へのアクセスが要請された場合；
 - (ii) 固有種及び希少種へのアクセスが要請された場合；
 - (iii) アクセスの要請により地域住民の生活、文化又は先住民族の知識に悪影響を及ぼす可能性がある場合；
 - (iv) アクセスの要請により遺伝的侵食を引き起こす又は生態系の機能に影響を及ぼす可能性がある場合；
 - (v) 資源の利用目的が国益及び当該国の締結したその他の関連する国際協定に反する場合。
2. 制限を課すいかなる命令も、関連する地方団体及び生物多様性管理委員会と協議を行い；当事者に発言を認める機会を与える形で必要な調査を行ってからのみ発するものとする。

19. 州の生物多様性基金の運営：

- (1) 州の生物多様性基金の運営は、理事会の執行メンバー又は理事会若しくはこ

れに関連し承認を受けたその他の理事会当局者により行われるものとする。

- (2) 州の生物多様性基金には2つの異なる会計部門を設けるものとし、一つは中央政府/国の生物多様性当局及び州政府からの受領金（補助金及び融資）に関連付けるものとし、これは理事会が決定した支給元からの受領を含み、残りの一つは費用、ライセンス料、使用料及び理事会によるその他の受領に関連付けるものとする。
- (3) 州政府は、これに関する法律に準じた州議会による正当な割り当てを受け、州政府が本法の目的に沿う適切な利用と判断する当該合計金額を理事会に支払うものとする。
- (4) 理事会は、基金の管理及び用途について、その透明性及び説明責任を一般に向けて保証するための指針を策定するものとする。

20. 年次報告書及び年次決算報告書：

- (1) 理事会は、各財政年度において活動の詳細を記した年次報告書及び年次決算報告書を作成し、これを州政府に提出するものとする。
- (2) 理事会は会計を維持するための手順を定めるものとする。理事会の勘定は毎年、理事会の目的において任命された公認会計士により監査を受けるものとする。州の経理局長もまた会計の監査を行うことができ、この経費は理事会が負担するものとする。
- (3) 理事会は、州政府が議会において当該報告書を提示できるよう、毎年9月までに年次報告書を各財政年度における監査済みの決算報告書と併せて州政府に提出するものとする。

21. 生物多様性に関する世界遺産の設定及び管理：

- (1) 理事会は、地方団体及びその他の主要関係者との協議を通じ、生物多様性が大きな価値を持つ地域の世界遺産への指定を図るうえで必要な対策を講じるものとする。理事会からの勧告を受け、州政府は当該通知を発行するものとする。
- (2) 理事会は世界遺産の選定、管理及びその他の事項に関する指針を策定し、これにより該当する生物多様性管理委員会に対し意思決定の役割を確実に規定

するものとする。

22. 生物多様性管理委員会の設立：

- (1) あらゆる地方団体はその管轄地域において生物多様性管理委員会を設立するものとする。これに基づき、県評議会、マンダル(Mandal)評議会、村(Gram Panchayat)、並びに都市群自治体及び自治都市レベルにおいて生物多様性管理委員会を設立するものとする。
- (2) 上記(1)に基づき設立された生物多様性管理委員会は地方団体に指名された7名のメンバーで構成されるものとし、その3分の1以上が女性で構成されるものとする。指名される7名は、地域の博物学者、植物学者、農学者、木材を除く林産物の収穫者/業者、漁師、利用者組合の代表者、地域援助の専門家、学者、森林保護委員会(Vana Samrakshana Samithies, VSS)及び組織に属する人物/代表者から、生物多様性管理委員会の任務に大きく貢献できると地方団体が確信した人物を選定するものとする。指定カースト及び指定部族に属するメンバーの比率は、当該委員会が設置された県における指定カースト及び指定部族の割合を下回らないものとする。上記で指名される人物は、有権者リストに名前が記載されている、当該地方団体の管轄内に暮らす住民とする。
- (3) 地方団体は、森林、農業、畜産、保健、漁業、及び教育の政府部局から6名を指名し特別に招くものとする。
- (4) 地方団体の会長は、生物多様性管理委員会において職権上の会長となり、その任期は当該人物の地方団体の会長としての任期と同じとする。
- (5) 生物多様性管理委員会の執行メンバーは、委員会により指名を受け委員会の内部から選出するものとする。
- (6) 地方における議員及び国会議員は、異なるレベルにおける生物多様性委員会の会議に特別に招待される。
- (7) 県の管理当局は、政府機関、非政府組織、学会及び個人から選ばれた生物多様性の分野の専門家で構成される技術支援グループを設立するものとする。専門家グループは生物多様性管理委員会への支援を行うものとする。
- (8) 保全、持続可能な活用、及び生物多様性により生ずる利益の衡平な配分を確実に行うことは、生物多様性管理委員会において極めて重要な任務となる。

生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿の作成を促進するものとする。登録簿には、地域における生物資源の量及び知識、並びにその医療又はその他の用途での利用又はそれに関連したその他のあらゆる伝統知識に関する包括的な情報を含むものとする。県評議会レベルの生物多様性管理委員会は、県全域にわたる国民生物多様性登録簿データベースのネットワークを構築する責任を負うものとする。国民生物多様性登録簿は、村/マンダール評議会又は都市群自治体/自治都市レベルの生物多様性管理委員会において、理事会の定める手順及び形式に則り作成するものとする。生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿に記録された知識を確実に保護する責任、とりわけ外部機関及び個人へのアクセスを規制する責任を負うことになる。

- (9) 生物多様性管理委員会が果たすその他の役割は、許可の付与に向け州における生物多様性に関する理事会又は国立生物多様性局から付託されたあらゆる事項についての勧告、及び生物資源を利用する地域の支援活動者及び従事者に関するデータの維持である。
- (10) 県及びマンダールの生物多様性管理委員会は、地域レベルの開発計画において生物多様性の保全に対する懸念を主要な課題として提起することを図るものとする。
- (11) 理事会は、国民生物多様性登録簿を作成するうえで生物多様性管理委員会に対して指導及び技術支援を提供するものとし、当該登録簿に記録された全ての情報が外部機関及び個人による不正使用及び私物化から法的に保護されるものとする。
- (12) 委員会はまた、アクセスが許可された生物資源及び伝統的知識の詳細、収集に課せられた費用の詳細、並びに生じた利益及びその配分形式の詳細に関する情報を提供する登録簿を維持するものとする。
- (13) 村/マンダール評議会又は都市部自治体/自治都市レベルにおける生物多様性管理委員会は、管轄地域における多様な目的を持つ異なる団体に対して、生物資源及び関連する知識へのアクセスの許可に係る諸条件を決定することができ、管轄地域において商業利用目的であらゆる生物資源へのアクセス又は収集を行うあらゆる当事者から、費用を徴収する形で料金を課することができる。私有地から収集/採取された素材に課せられた料金の大部分は、土地の所有者/耕作者/知識の所有者/養成者に受け渡すものとし、その残高を生物多様性管理委員会の地域における生物多様性基金に払い込むものとする。政府の所有地から収集/採取された素材に課せられる料金については、その全額を生物多様性管理委員会の地域における生物多様性基金に払い込むものとする。

- (14) 理事会は、アクセスの条件及び生物多様性管理委員会による費用の徴収について指針を提供するものとする。
- (15) 村/都市部自治体/自治都市レベルにおける生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿の内容を活用し生物多様性管理計画を策定し、その実施について責任を負う又はこれに参加するものとする。
- (16) 地方団体は、生物多様性管理委員会を既存の地方機関の機能に確実に統合するものとし、これを相互メンバー制度、定期的な調整会議、又は地方団体の決定した施策若しくは理事会の指定した施策を通じて行うものとする。

23. 地方における生物多様性基金：

- (1) 地方団体レベルにおいて、地方における生物多様性基金を設立するものとする。
- (2) 理事会は、本法の目的において州政府、中央政府、又は国立生物多様性局から受領した融資又は補助金を地方団体に提供するものとする。地方団体はまた、当該団体が特定した、又は理事会が指定したその他の経路を通じて基金へのアクセスを行うことができる。
- (3) 地方における生物多様性基金は、生物多様性管理委員会により運営されるものとする。理事会は、生物多様性管理委員会による基金運営に関する指針を策定するものとし、指針には関連する地方団体のメンバー全員に対しその機能の透明性及び説明責任を示す手法を含むものとする。
- (4) 基金は、関連する地方団体の管轄地域における生物多様性の保全及び促進に向け、地域のコミュニティに利益をもたらす形で、生物多様性の保全に関する限りにおいて使用するものとする。
- (5) 地方における生物多様性基金の勘定は、理事会が指定することのできる様式に則り各財政年度の定められた期間に作成するものとし、理事会はこれを規定することができる。
- (6) 生物多様性管理委員会は、前財政年度の活動を完全に記載した年次報告書を作成し、その写しを理事会及び地方団体の総会に提出するものとする。
- (7) 地方における生物多様性基金の会計帳簿について、理事会が指定することのできる形でその維持及び監査を行うものとする。

24. 紛争解決の申立て：

- (1) あらゆる命令/指示の実施又は政策決定について、国立生物多様性局と理事会の間で、又は（複数の）理事会間で紛争が生じた場合、不服当事者のいずれか、即ち国立生物多様性局又は当該理事会は、本規則に付属する様式ⅠⅠにより、インド環境森林省次官に申立てを行うことができ、これが（複数の）理事会間で生じた紛争の場合は国立生物多様性局局长に申立てを行うことができる。
- (2) 申立書には、申立てを行う及び救済を求めるための、当該申立てに関する事実、申立人が依拠する根拠を記載するものとし、場合に応じて、異議を申し立てる命令、指示、又は政策決定の正本を添付するものとする。申立書には申立人の正式な代理人による正式な署名を行うものとする。
- (3) 申立書は、異議を申し立てる命令、指示、又は政策決定の正本を添付し、直接又は受取通知付き郵便書留で、異議を申し立てる命令、指示、又は政策決定の日付から 30 日以内に 4 通作成し提出するものとする。申立てを行う当局が、当該当局への申立てを行うのが遅れる相応かつ十分な理由があると認める場合には、書面に記載される理由により、上記の 30 日以内の期限後に申立てを行うことができるが、場合に応じて、申立てを行う命令、指示、又は政策決定の日付から 45 日以内とする。
- (4) 申立ての関する聴聞の通知は、様式 III により、受取通知付き郵便書留で行うものとする。
- (5) 各申立書につき、100 ルピーの費用を添えるものとする。
- (6) 理事会は同様に、理事会と生物多様性管理委員会との間で、又は生物多様性管理委員会間で、及び生物多様性管理委員会と関連する地方団体との間で生じた紛争の解決に向けた手順を定めるものとする。

ジャナイ R. コンダピ

JANAKI R. KONDAPI,

政府特別主席次官

環境森林科学技術庁

様式-1

(規則 16 (1) を参照)

商業利用に向けた生物資源及び関連する伝統的知識へのアクセス/収集を要請する申請書

パート A

1. パート A 1 申請者の詳細情報 :

- (a) 氏名
- (b) 本籍地 :
- (c) インドの連絡担当者/代理人がいる場合、その住所 :
- (d) 組織の略歴 (申請者が個人の場合は個人の経歴)。(関連する証明書類を提出のこと) :
- (e) 事業の特性 :
- (f) インドルピーに換算した組織の売上高 :

2. 要請するアクセスの特性並びに生物資源及び/又は関連する知識へのアクセスに関する詳細及び具体的情報 :

- (a) 生物資源 (学名) 及びその伝統的用途の特定 ;
- (b) 地理的場所 (収集が提案されている村落、地区及び県を含む) ;
- (c) 伝統的知識並びにその既存の形態及び用途に関する説明/特性 (口頭/書面)
- (d) 伝統的知識の保有が特定された、個人/家族/コミュニティ :
- (e) 収集されることになる生物資源の量 ;
- (f) 生物資源の収集に関して提案される時間枠 ;
- (g) 企業による承認を受けた、収集を行う人物の氏名及び数 ;
- (h) 研究の種類及び範囲、並びに派生する商業利用及び派生すると予想される商

業利用を含む、アクセスの要請目的；

- (i) 当該資源の収集及び利用により生物多様性の構成要素が脅かされる危険性の有無。
- (3) 研究開発活動に参加するあらゆる国立機関に関する詳細。
- (4) アクセスした資源の主な移転先及び研究開発が実施される場所の特定。
- (5) アクセスを行った遺伝資源及び知識により得られる知的所有権、特許から生ずるものを含む、経済的又はその他の利益のうち、申請者又は申請者の籍を置く国にもたらされることが意図される、又はもたらされる可能性のある利益。
- (6) アクセスを行った遺伝資源及び知識により得られるバイオテクノロジー関連、科学的、社会的、又はその他の利益のうち、申請者又は申請者の籍を置く国にもたらされることが意図される、又はもたらされる可能性のある利益。
- (7) アクセスした生物資源及び伝統的知識の利用から生じる、コミュニティに還元される利益の推定。
- (8) 利益配分の仕組み及び手法の提案。
- (9) その他の情報。

場所： 申請者の署名

日付： 氏名：

役職：

パートB

宣誓

私/我々は以下の内容をここに宣誓する：

- (1) 提案した生物資源の収集及び利用により、その資源の持続可能性に害が及ばないものとする。
- (2) 提案した生物資源の収集及び利用により、環境へのいかなる悪影響も引き起こさないものとする；
- (3) 提案した生物資源の収集及び利用により、生態系システムが脅かされないものとする；
- (4) 提案した生物資源の収集及び利用により、地域のコミュニティに害が及ばないものとする

私/我々は加えて、申請書の中で提供した情報が事実かつ正確であり、事実に反する/誤った情報について私/我々が責任を負うことをここに宣誓する。

署名.....

氏名.....

役職.....

場所：.....

日付：.....

様式 I I

申立書の様式（規則 24（1）を参照のこと）

ニューデリー インド政府 環境森林省次官 御中

又は

国立生物多様性局局长 御中（場合に応じ）

（2002 年生物多様性法セクション 50 に基づく申立書）

申立て番号 200 年 _____号

.....申立人（達）

対

.....被申立人（達）

（場合に応じ、ここに当局/理事会における役職を述べる）

申立人は、以下の事由により、被申立人が _____日に発した命令に対し、本申立書を提出致します。

1. 事実—（ここに申立てに関する事実の概略を述べる）:
2. 根拠—（ここに申立てを行う根拠を述べる）:

(i)

(ii)

(iii)

3. 請求する救済：

(i)

(ii)

(iii)

4. 請願-

(a) 上に述べたことに照らし、申立人は、被申立人の命令/決定を取消す/差し止めることを謹んで請願致します。

(b) 被申立人の立案した政策/指針/規則/規制を_____の範囲において取消す/修正する/破棄すること。

(c) _____

5. 本申立の費用として、_____に対し、ルピーにして次の金額_____ (_____ルピー) が支払われた。_____日の命令_____号を参照。

場所：- _____ 日付：_____

申立人署名 (住所印)

宣言

1. 私、申立人は、上に述べたことが私の知る限り、また、信じる限り、真実であることをここに宣言致します。

宣言日 __年__月__日

申立人署名（住所印）

申立人の正式な代理人の署名

同封物- 申立がなされている命令、指示、又は政策決定の正本。

様式- III

(規則 24 (4) を参照のこと)

受取通知付き郵便書留による

ニューデリー インド政府 環境森林省次官 御中

又は

国立生物多様性局局长 御中 (場合に応じ)

申立て番号 200....年.....号

聴聞の通知

(2010年メガラヤ州生物多様性規則 25 (4) を参照)

申立人

: 申立人 (達)

対

被申立人

: 被申立人 (達)

通知

申立人が命令/指示/政策決定（詳細を記載）に対し行った上記の申立てに関する聴聞が_____に_____で行われますのでご留意願います。

ご参考までに、申立書の写し及び申立てとともに提出される添付物をここに送付致します。

貴下が申立てに関する上記の聴聞日、又はその後の聴聞日に出頭しない場合、貴下を当事者外として申立てに対する処分が行われることとなりますのでご注意ください。

申立てを行う当局を代表する署名権限者（捺印）

場所：_____

日付：_____